

○静岡市個人情報保護条例

平成17年3月15日
条例第9号

静岡市個人情報保護条例(平成15年静岡市条例第5号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 個人情報の取扱いの制限(第5条—第14条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第15条—第26条)
 - 第2節 訂正(第27条—第33条)
 - 第3節 利用停止(第34条—第39条)
- 第4章 救済の手續及び機関(第40条—第50条)
- 第5章 適用除外(第51条・第52条)
- 第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第53条—第55条)
- 第7章 雑則(第56条—第60条)
- 第8章 罰則(第61条—第65条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって市民の基本的な人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。
- 2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するものとする。

第2章 個人情報の取扱いの制限

(一般的制限)

- 第5条 実施機関は、個人情報の取扱いをするときは、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定し、当該目的の達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づく場合を除き、個人の思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報の取扱いをしてはならない。

(業務の届出)

第6条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務を開始しようとするときは、次に掲げる

事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
 - (2) 保有個人情報の保有の根拠となる法令等
 - (3) 保有個人情報の利用目的
 - (4) 保有個人情報に記録される項目及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として保有個人情報に記録される個人の範囲
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、業務が開始され、又は変更されたとき以後においてこれらの項の規定による届出をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定による届出に係る事項を公表するものとする。

(個人情報ファイルの登録)

第7条 実施機関は、前条の規定により届出をした業務が個人情報ファイルを用いるものである場合は、市規則の定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイル及びこれを用いる業務の名称
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの(職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める個人情報ファイル
- 3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報ファイルを廃止し、又は登録した事項を変更するときは、市規則の定めるところにより、その旨を登録しなければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による登録に係る事項を公表するものとする。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、利用目的その他市規則で定める事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、静岡県情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例(平成19年静岡県条例第11号)に基づく静岡県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき。
- 2 法令等の規定により本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、前項本文の規定による収集がなされたものとみなす。
- 3 法令等の規定により本人又はその代理人が行う申請行為その他これに類する行為に伴い、これらの者以外の個人に関する個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第1項第2号に該当して収集がなされたものとみなす。

(平19条例11・一部改正)

(利用の制限)

第9条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、目的外利用をすることができる。ただし、目的外利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき。

(提供の制限)

第10条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、利用目的以外の目的のための実施機関以外のものへの保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、外

部提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき。

(電子計算機等の結合の制限)

第11条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することによる保有個人情報の提供(以下「情報通信提供」という。)をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で公益上必要があり、かつ、個人情報の保護対策が講じられていると認めるときは、この限りでない。

(目的外利用等の届出等)

第12条 実施機関は、前3条の規定により目的外利用又は外部提供若しくは情報通信提供をしようとするときは、市規則の定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置をとるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに廃棄する等適切な措置をとるものとする。

(苦情処理)

第14条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第16条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による開示請求の場合にあっては、当該代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示することにより、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人

- の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- エ 実施機関が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 本市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、開示することができないと認められる情報
(平19条例58・一部改正)

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に規定する情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報(第17条第7号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により

通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。(理由の記載等)

第22条 実施機関は、前条第1項又は第3項の決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条第1項又は第3項の書面に記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第23条 第21条第1項又は第3項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第17条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第40条及び第41条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示を受ける者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による開示請求の場合にあつては、当該代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、前条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 訂正請求の趣旨及び内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による訂正請求の場合にあっては、当該代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して個人情報の取扱いがされているとき、第8条の規定に違反して収集されたとき、又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 前項の規定による当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算

して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による利用停止請求の場合にあっては、当該代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 救済の手続及び機関

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに第43条の規定により設置される静岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとなるとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとなるとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとなるとき。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第42条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(静岡市個人情報保護審査会)

第43条 第40条の諮問に応じ調査審議するため、静岡市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第44条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第45条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(意見書等の提出)

第46条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

(提出資料の閲覧)

第47条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(調査審議手続等の非公開)

第48条 第40条の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第49条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(市規則への委任)

第50条 この章に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第5章 適用除外

(他の制度との関係)

第51条 この条例の規定は、法令等に保有個人情報の閲覧若しくは縦覧又は保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付手続が定められている場合については、適用しない。

- 2 この条例の規定は、法令等に保有個人情報の訂正又は利用停止の手続が定められている場合については、適用しない。
- 3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。この場合において、第27条第1項又は第34条第1項の規定の適用については、法令等の規定により受けた開示は、第26条第1項の規定により受けた開示とみなす。

(適用除外の個人情報)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この条例の規定は、市立図書館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している公文書に記録されている個人情報については、適用しない。

(平21条例8・一部改正)

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第53条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の取扱いをするときは、個人情報の保護の重要性を深く認識し、適切な保護措置を講じるよう努めなければならない。

(苦情相談の処理)

第54条 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(事業者への指導)

第55条 市長は、事業者による個人情報の取扱いが不相当である疑いがあると認められるときは、事実を明らかにするために必要な限度内において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不相当であると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、取扱いの是正又は中止を指導することができる。

第7章 雑則

(委託に伴う措置等)

第56条 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けたもの又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき実施機関の所管に係る公の施設の管理を行う指定管理者(次項においてこれらを「受託者等」という。)は、その受託した業務又は公の施設の管理業務(以下「受託業務等」という。)を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、受託者等に受託業務等を行わせるときは、契約書又は協定書に個人情報の保護に関し必要な事項を盛り込むほか、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託業務等に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(出資法人の個人情報の保護)

第57条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で市規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(費用負担)

第58条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、静岡県手数料条例(平成15年静岡県条例第103号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定による保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

3 この条例の規定による保有個人情報が記録された公文書(電磁的記録に限る。)の開示を受ける者は、当該公文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

(運用状況の公表)

第59条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

第61条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第62条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人

の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第64条 第43条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第65条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第166号で、規則で定める日を平成17年12月1日とした。)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている保有個人情報の取扱いに係る業務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ」とあるのは、「について、次に掲げる事項をこの条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

3 この条例の施行の際、現に用いられている個人情報ファイルについては、第7条第1項中「あらかじめ」とあるのは、「当該業務の届出後速やかに」と読み替えて適用する。

4 第17条第2号ウ及びエの規定は、静岡市情報公開条例附則第4項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以前に職務上作成し、又は取得した保有個人情報(編入前の蒲原町に係る保有個人情報を除く。)については、適用しない。

(平17条例192・一部改正)

5 この条例の施行の際、現にされている改正前の静岡市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第18条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、改正後の静岡市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第40条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

6 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(旧条例第7条第1項の規定による業務の届出を除く。)は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 旧条例第19条第1項の規定により置かれた静岡市個人情報保護審査会は、新条例第43条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行の際、現に旧条例第19条第3項の規定により委嘱された静岡市個人情報保護審査会の委員である者は、施行日に新条例第43条第3項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧条例第19条第3項の規定により委嘱された静岡市個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

9 蒲原町の編入の際、現に同町において行われていた保有個人情報の取扱いに係る業務であって、本市においてこれに相当する業務を行っていないものについては、第6条第1項中「を開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ」とあるのは、「について、次に掲げる事項を蒲原町の編入の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

(平17条例192・全改)

10 蒲原町の編入の際、現にされている編入前の蒲原町個人情報保護条例(平成15年蒲原町条例第24号。次項において「編入前の条例」という。)第20条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、第40条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

(平17条例192・追加)

11 前項に定めるもののほか、蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例192・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

12 由比町の編入の際、現に同町において行われていた保有個人情報の取扱いに係る業務であって、本市においてこれに相当する業務を行っていないものについては、第6条第1項中「を開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ」とあるのは、「について、次に掲げる事項を由比町の編入の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

(平20条例81・追加)

13 由比町の編入の際、現にされている編入前の由比町個人情報保護条例(平成17年由比町条例第3号。次項において「編入前の条例」という。)第19条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、第40条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

(平20条例81・追加)

14 前項に定めるもののほか、由比町の編入の日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例81・追加)

附 則(平成17年12月15日条例第192号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第11号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月5日条例第58号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年10月3日条例第81号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。